

水道だより

No.34



水の工場見学 しませんか

浄水場たんけん隊参加者募集!

参加無料
要予約

長岡市内最大の水の製造工場、
妙見浄水場を大公開！
大きな池を眺めたり、地下道を歩いたり、
浄水場内をたんけんしよう！
このチャンスにぜひご家族そろってご参加ください！

7月23日(土) 24日(日)

たんけん隊のご案内

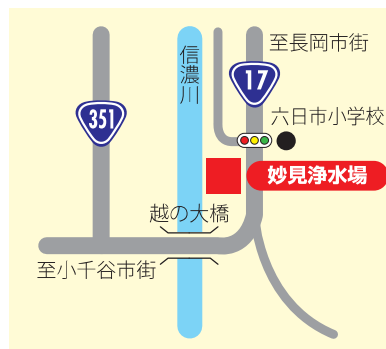
- 対象**：小学生とご家族
日時：7月23日(土)、24日(日)
 各開催日 **午前 10 時～正午** (休憩含む)
午後 2 時～ 4 時 (/)
 (受付は 15 分前から)
定員：各時間帯につき 25 名程度(お申し込み先着順)
会場：妙見浄水場 長岡市妙見町528-2
申込方法：電話番号 **0258-22-2152** (妙見浄水場)
 に以下の内容をご連絡ください。
 ①希望する開催日と時間帯 ②代表者氏名
 ③電話番号 ④参加人数 (大人、子ども別)
申込期間：6月13日(月)～7月12日(火)の平日で、
 午前9時～午後5時の時間帯
 ※定員になり次第締切
ご注意：当日足場の悪いところも歩きますので、
 スニーカー、運動靴等でお越しください。
 雨天時には、雨具をご持参ください。

前半：浄水場たんけん (約1時間)

じゃ口をひねればいつでも出てくるきれいな水。
水道の水はどうやって作られているのかな？川の水が飲み水になるまで、浄水場を見学しながらクイズに答えていこう！

後半：きき水大会 (約30分)

お店で売っている水と水道水の違いはわかるかな？どの水がおいしいかな？
浄水場たんけんで疲れた体を休めながら水を飲み比べてみよう。



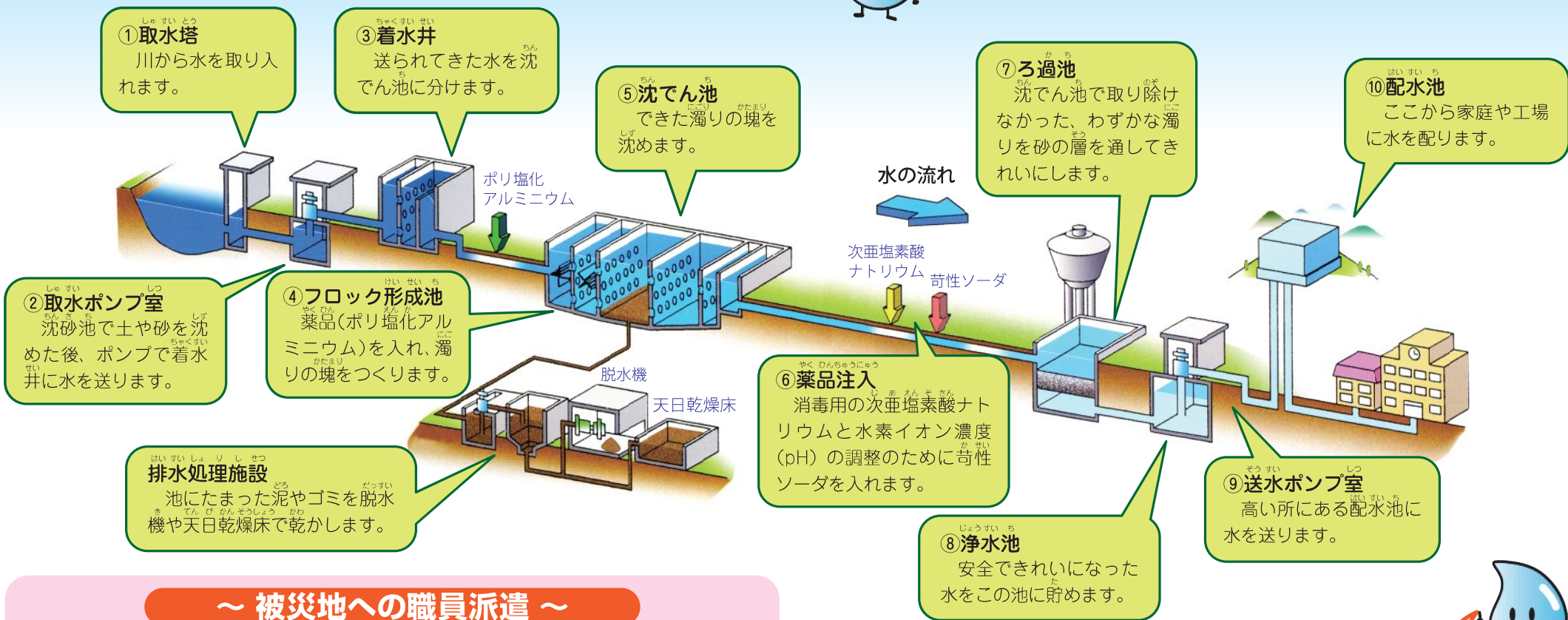
できたこの水を持ち帰れるよ。
水筒を持ってきてね!



※ (●●●) 中潟交差点目印

きれいな水ができるまで

浄水処理方法についてご紹介します



下の図は妙見浄水場など川の水を水源とする浄水場の模式図です。7月開催の浄水場たんけん隊では実際に浄水場内部をご覧になれます。川の水がきれいになっていく様子確かめてみよう！

～被災地への職員派遣～

3月11日に発生した“東日本大震災”、3月12日に発生した長野県北部を震源とする地震の被災地へ職員を派遣し、給水車による給水活動及び水道管の復旧活動を行いました。

○応急給水活動

(十日町市への派遣)

- ・派遣期間 3月12日～3月22日
- ・派遣先 十日町市松代、松之山

(宮城県への派遣)

- ・派遣期間 3月12日～4月16日
- ・派遣先 栗原市、仙台市、石巻市、東松島市

派遣内容



○応急復旧活動

(宮城県への派遣)

- ・派遣期間 3月26日～4月6日
- ・派遣先 東松島市
- ・長岡管工事業協同組合と活動



川から取り入れた水は、そのままでは飲み水として利用できません。浄水場で水をきれいにする施設をとり、消毒して、はじめてみなさんが安心して飲める水道水になります。浄水場は『水道の水』を作り出す工場なのです。

安心でおいしい水をお届けするために

水道局では毎年、「水質検査計画」を作成して水質検査を行い、水道水の品質を厳しく管理しています。計画書は市役所1階市民ラウンジや水道局で閲覧できるほか、市のホームページでも公開しています。※中之島地域は見附市が作成しています。

長岡市 水質検査計画

検索

水道料金・下水道使用料を長岡地域の料金に統一します。

今まで長岡市の水道料金(簡易水道使用料を含む。)及び下水道使用料は、旧市町村の制度をそのまま継続し、各地域で別々の料金制度を適用してきましたが、7月使用分(7月定例検針日の翌日分)から長岡地域の料金制度(下記料金表)に統一します。

なお、長岡地域(旧長岡市)の水道料金・下水道使用料と見附市の給水区域となっている中之島地域(旧中之島町)の水道料金は、今までどおりで変わりません。

この料金制度の統一により、値上りとなる場合は、急激な負担増とならないように値上りとなる額を4年間にわたり段階的に減免します。

1 統一後の料金体系(1か月当り)

○水道料金

用 途	給水管(メーター)の口径	基 本 料 金	従 量 料 金	
一 般 給 水	13ミリメートル	480円	10立方メートルまで、 1立方メートルにつき 60円	11立方メートル以上、 1立方メートルにつき 165円
	20ミリメートル	990円		
	25ミリメートル	1,570円	1立方メートルにつき 165円	
	30ミリメートル	2,400円		
	40ミリメートル	4,790円		
	50ミリメートル	9,040円		
	75ミリメートル	24,500円		
	100ミリメートル	50,700円		
	150ミリメートル	管理者が別に定める額		
浴 場 給 水	一般給水に同じ		1立方メートルにつき	20円
臨 時 給 水	一般給水に同じ		1立方メートルにつき	330円

*上記の基本料金と従量料金の合計額に消費税等(5%)を加算した額(円未満切捨)が1か月当りの料金となります。

○下水道使用料

区 分	汚 水 排 出 量	使 用 料
基 本 料 金	8立方メートルまで	656円
超 過 料 金 (1立方メートルにつき)	8立方メートルを超え10立方メートルまで	82円
	10立方メートルを超え40立方メートルまで	126円
	40立方メートルを超え100立方メートルまで	148円
	100立方メートルを超え500立方メートルまで	169円
	500立方メートルを超えるもの	190円

*上記の基本料金と超過料金の合計額(10円未満切捨)に消費税等(5%)を加算した額(円未満切捨)が1か月当りの使用料となります。

2 値上げとなる使用者に対する減免

○水道料金、下水道使用料

「統一後の料金」と「統一前の料金を適用した額」のそれぞれ消費税抜きの金額を比較し、統一後の料金が値上りとなる場合、その増加額を下記により減免します。

減 免 す る 期 間	減 免 率
平成23年7月使用分から平成24年6月使用分まで	80%
平成24年7月使用分から平成25年6月使用分まで	60%
平成25年7月使用分から平成26年6月使用分まで	40%
平成26年7月使用分から平成27年6月使用分まで	20%
平成27年7月使用分以降	減免なし

【水道料金での計算例】

*口径20mm、使用量25m³(1か月当り)の場合の例

- ・統一後の料金 **4,065円**(消費税抜き)
- ・統一前の料金適用額 **3,750円**(消費税抜き)
- ・値上り額 **315円**(消費税抜き)

$315円 \times 0.8$ (減免率) = 252円(減免額)
 $(4,065円 - 252円) \times 1.05$ (消費税) = **4,003円**

*下水道使用料も同様の計算となります。